

整理番号				8
------	--	--	--	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年06月24日	支出額	百万 千 円 128080
※政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃7125 $155100 \times 0.8 = 124080$ " 駐車場 " $5000 \times 0.8 = 4000$
----	--

領収書等貼付欄 飯能信用金庫 [REDACTED] 名義人内沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

3	[REDACTED]
4	[REDACTED]
5	[REDACTED]
6	[REDACTED]
7	[REDACTED]
8	[REDACTED]
9	[REDACTED]
0	[REDACTED]
1	03-6-25 送金 155,100 M1979-カ
2	[REDACTED]
3	03-6-25 送金 20,000 E1979-カ カリク
4	[REDACTED]

高生車場 5000x4台=20000
内1台分=5000

※領収書等には、①(載)、④発行者、⑤宛
※按分した場合は、

(ご説明)
1. 小切手等の証券類をご入金の際は摘要欄に記号(他券〇〇)とお支払予定日を表示いたします。なお、お支払は予定日の午後以降とし、小切手類の種類により支払時刻が異なりますので、詳細は窓口係員にお問い合わせください。
2. 取引明細については、後日配帳は取引年月日の前に「D」、自動振扱は摘要欄にご入金は「AD」、お支払は「CD」と表示いたします。

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和3年7月1日から令和5年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■	名義	■
メーカー、名称		色		登録番号	

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
 振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和3年5月6日

貸主(甲) 住所 ■

氏名 ■

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-3 ■

(甲)代理人 全平沼株式会社

電話番号 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023

飯能市岩沢729-2

氏名 内沼博史

電話番号

ご自宅 042(972)6432

お勤め先 ()

(社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から
2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前に相互に通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：賃貸人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃借人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

整理番号			1	6
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>3</td><td>年</td><td></td><td>6</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>5</td><td>日</td> </tr> </table> 及び9月3日、9月22日		3	年		6	月		2	5	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万										千					円		3	1	3	0	5	6									
	3	年		6	月		2	5	日																																				
百万										千					円																														
	3	1	3	0	5	6																																							

使 途	事務所賃貸料 令和3年7月8月9月分 $391,320 \times 0.80 = 313,056$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

	家賃	振込手数料	
7月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円
8月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円
9月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円
	合計		313056 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

16-1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	03-06-25	16:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様
電話番号 048-924-8011
取扱番号 500004
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50506	03-09-03	10:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様
電話番号 048-924-8011
取扱番号 400083
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	03-09-22	16:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0003
サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様
電話番号 048-924-8011
取扱番号 600001
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

事務所用建物賃借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	■家建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	木 造 二階建て
				工事完了年 平成12年完了 以後大規模修繕等なし
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK		2 階 3K納戸付
	面 積	135,22㎡ (それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	トイレ 有り 浴 室 有り 洗面台 有り 洗濯機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 3 個	特記事項なし	
		使用可能電気容量 50 アンペア ガ ス 都市ガスあり 上 下 水 道 公共上下水道・浄化槽あり		
付属施設	駐 車 場	含 む		
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 ■■■■■(以下「甲」という)及び借主 木下博信(以下「乙」という)は、頭書(1)に記載する物件(以下「本物件」という。)の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書(2)記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書(3)の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]
[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]
木下博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]
[Redacted]



整理番号 32

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	3 年 6 月 26 日	支出額	百万 千 円 <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;">50</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載		49	50	00
	49	50	00				

使 途	政務活動事務所賃料(11月分) 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため (按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		****	*****	
取扱店	お取引日	時刻		
56703	03-06-26	16:28		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥55,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認 証	
お振込明細またはご案内			電 信	
お受取人 XXXXXXXXXX				
登録番号 0002				
子ハ タツヤ様				
電話番号 XXXXXXXXXX				印紙税申告納
取扱番号 260002				付につき浦和
				税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

埼玉県議会議員 千葉 達也

55,000

0 [振込手数料]

55,000

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

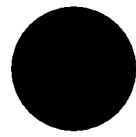
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



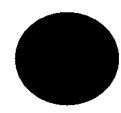
氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 68

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">20年6月28日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">715</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p> <p style="font-size: 1.2em;">ダスキンレンタルイテ</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 200px;">$1430 \times \frac{1}{2} = 715$</p>	

お客さま名 XXXXXXXXXX 9710 4875 8162 4344
小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領 収 書

株式会社ダスキンサービス 北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原四丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2021年 6月 28日 次回訪問日 2021年 7月 26日 取引 現金 No.100299644200

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当 者 名

XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

**政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする**

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 2 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>3年 6月 29日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>9 6 80</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所馬主車場代 (7月分)</p> <p>12100円 × $\frac{8}{10}$ = 9680円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>
------------	--

領収書等貼付欄

とちぎんキャッシュサービス ご利用明細票

とちぎんをご利用いただきありがとうございます。ただいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。

お取扱日	お取扱店	機 番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種類					
030629	0026	053	0517	■■■■	■■■■***■■■■	お振込み					
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額
3172											¥12,100
お取引時刻	通 番	手数料	お つ り		お取引後残高						
15:06	004837	¥330									

TOCHIGI 栃木銀行

7月分 駐車場代

埼玉りそな銀行 南越谷支店

普通 口座番号1442614

ファンカエステート(カ 様へ

アサイアキラ 様から

電話番号048-962-5777 振込通番000084

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

12-2

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5
名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 ■■■号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主(甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
文化エステート株式会社
氏名 代表取締役 中山 寧子
電話 048-985-6134

借主(乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
氏名 浅井 明
電話 048-962-5227

整理番号		51
------	--	----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年 6月 29日	支出額	百万 千 円 40000
-------	--------------	-----	-----------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃(光熱費込) 7月分 50000 × 8/10 = 40000 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため
----	---

領収書

No. 569

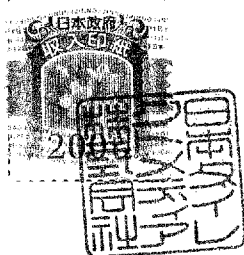
領収日 2021年06月29日

関根信明 様

金額 50,000 円

21年7月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳
 税抜金額: 50,000円
 消費税額等: 0円

〒331-0824
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789
 みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

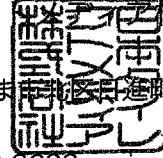
日付 : 2021年06月29日

請求書番号 : 569

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレクティブ株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市北区月進町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年7月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号

23

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 6月 29日	支出額	百万 千 円 54000
使 途	事務所賃借料 (6月分)		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$60,000 \times 0.7 = 54,000$$

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

--	--	--	--	--	--

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	03-06-29	お取引店番	0400	機番	24
お取引種別	お引出し				
お取引口座(口座番号)	****	取引通番	0036		
お取引金額	¥60,000	お取引銀行	0129	口座店番	
残高					
お取引時刻	10:31	説明	お取引手数料		

お取引手数料 ¥220

お受取人

様

ご依頼人
イツカトシロ様
0495212542

印紙税申告済
印紙つき郵便
郵便局が保証

お取引金額	お取引銀行	お取引店番	お取引時刻
¥60,000	0129		10:31

足利銀行

•このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 （以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃
 貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 番 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有	59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²
		物件の所有者	(住 所) 	(氏 名)	
	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷 金	(賃料の ヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円	
保 証 金	(3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円		
敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分		
(2) 賃 貸 借 条 件	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に %	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に %		
		(金額) 円	(金額) 円		
		(消費税) 円	(消費税) 円		
<input type="checkbox"/> その他					
(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
礼 金	(賃料の ヶ月分) 円 (消費税) 円	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円		
火災等保険料	実費				
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 11 日 から 令和 6 年 4 月 10 日迄の 3 年間				
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費 及び・雑費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)			
	振 込 先	 	振込金額合計 (振込料はこの負担とする。)		
	普通 口座 No.	 			
	(フリガナ)	 			
	口座名義人	 			
翌月分を毎月末日迄の前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。			金 60,000 円		

(3)その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No.	個			
						合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 年 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	〒 〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7 TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ) 氏 名	■■■■■	飯塚 俊彦

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)
-------------------	----------------------------------	----------------------------------

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	■■■■■	登 録 番 号	() 第 号
氏 名	■■■■■	氏 名	印

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> 日	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2800</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	2800
百万	千	円							
	5	2800							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃貸料(令和3年8月分)</p> <p style="text-align: right;">66,000 × 0.80 = 52,800.0</p>
-----	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p>③事務所賃貸料(令和3年8月分)</p> <p>⑤高橋稔裕 政務活動に使用する割合が8/10のため按分します</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙明細</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: right;">[振込手数料]</p> <hr style="border: 1px solid black; margin-top: 10px;"/> <hr style="border: 1px solid black; margin-top: 5px;"/>
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 1 / 1 / 1 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

- ③事務所賃貸料(令和3年8月分)
- ⑤高橋稔裕

220233

* * * * * 領 収 証 * * * * *

お客様名

高橋稔裕 様

令和3年 6月29日

金額	万円	千円	円	¥ 66,000
----	----	----	---	----------

上記の通り正に領収いたしました



但	御 支 払 内 訳	備 考
修理代(当・掛)	現金(当掛)	久喜三菱自動車販売株式会社 信交銀行(896) 取扱者印
部 品 代	小 切 手	
車 輛 代(新・中)	手 形 ・ 枚	
登 録 費	下 取 車	
(※)保 險 料	振 込	
取 得 税		
自 動 車 税	合 計	
重 量 税		
納 車 手 数 料		
車 庫 証 明		
代 行 料		
名 義 変 更 料		
消 費 税		
合 計		

久喜三菱自動車販売株式会社

本 社 埼玉県久喜市上清久1206-1 (〒346-0038) TEL 0480(21)7835

久 喜 店 埼玉県久喜市上清久1206-1 (〒346-0038) TEL 0480(21)7785

幸 手 店 埼玉県幸手市上高野1丁目486 (〒340-0155) TEL 0480(43)8511

白 岡 店 埼玉県白岡市西1-6-3 (〒349-0205) TEL 0480(92)8401

B. R. C. 久喜 埼玉県久喜市上清久1193-1 (〒346-0038) TEL 0480(23)8119

ヒョンダイ埼玉東 埼玉県幸手市上高野1丁目455-1 (〒340-0155) TEL 0480(43)3513

注…複写でないもの、金額を訂正したもの、社印及び扱者の印のないものは無効です
 (※)上記保険料は仮領収証であり、後日正規の保険料領収証をお届けします。その際には、上記保険料の領収に関する部分は無効となります。

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	加須市 礼羽 454-2	●	
	氏名	高橋 裕裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 口座番号 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div> (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">645</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">28</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		645	28
百万	千	円							
	645	28							

使 途	<p>事務所賃賃料(本町事務所) $80,660 \times 0.8 = 64,528$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

処理日時 2021年06月30日 15時33分46秒

■取引情報

受付番号	0630001
取引種別	振込振替
日付	指定日 06月30日
取引名	事務所家賃
振込依頼人名	ゴマ/ブ特

■振込元情報

加入者番号	■■■■■
支払口座	■■■■■ 普通 ■■■■■

■振込先口座

振込先金融機関	■■■■■
振込先口座	■■■■■
受取人名	■■■■■
登録名	本町事務所賃貸料

■振込金額

入金金額	80,000円
振込手数料	660円
引落合計金額	80,660円

振込依頼を受付けました。振込依頼は 6月30日扱いです。

(更新) 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号	
建物	構造	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / (3)階建/全()戸	
	種類	事務所	新築年月
	面積	29.75 ㎡	平成11年 4月
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日 から 令和5年4月30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵 No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		住所	
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会			
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621			
管理担当者	氏名			

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載。(賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 又は賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載)

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名		住所	
-----	----	--	----	--

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	小島 信昭
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の保証	住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の連帯保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

〇年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1 298-5
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号 大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日 平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名
	登 録 番 号		登 録 番 号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 76

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 6 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">400</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							

使 途	<p>駐車場代(本町事務所)</p> <p style="font-size: large; margin-left: 20px;">$5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信留 様

3年6月30日

★ 5500円

但 7月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

※④※

な記載)

平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

貸貸人

賃借人 小島信昭

(メーカー・車種) 三菱 エクラン シルバー

(ナンバー)

賃借人 [] と、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義、接置区画分（分画画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：スズキ 車種：エブリィワゴン ナンバー：[]
指定区域には、賃借人や指定した乗車のみ駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月31日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべきからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2か月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月31日

賃借人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛分301

氏名 小島 信昭

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 <input type="text" value="6"/> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="2"/></td> <td><input type="text" value="97000"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="97000"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="97000"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃費(令和3年4月～令和3年6月のヶ月3月分)
-----	-----------------------------

領収書等貼付欄	<p>③事務所家賃</p> <p>330,000 円 × 0.9 = 297,000 円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10であるため</p>
----------------	---

領収証

No.

美田志ねあき会政事務所 様 2021 年 6 月 30 日

金額	3300000	
内	但し前(令和3年4月～6月)として	
消費税等	上記正に領収いたしました	
現金	XXXXXXXXXX	
小切手	XXXXXXXXXX	

HISAGO #778

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

美田 宗亮 様

令和元年 9 月

消費税率変更に伴う価格変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて 令和元年 10 月からの消費税率 8% から 10% への改定に伴い、

私どもの事務所家賃についても消費税率を変更することとなりました。

つきましては誠に恐縮ながら 10 月以降の納入分より、消費税率を 10% に改定させて

いただきたくお知らせ申し上げます。

何とぞご高承のうえ今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示)三郷市采女 1-91		
	構 造	(登 記 簿)		
	種 類	新築年月	平成 3 年 月	
	面 積	20.66 m ²		
附属施設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2019 年 4 月 1 日 から 2022 年 3 月 31 日まで(3 年間)
年 月 日

(契約終了の通知をすべき期間) 2021 年 6 月 30 日から 2021 年 12 月 31 日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 ¥108,000 円 (内消費税等 ¥8,000 円)	共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	¥1,000,000 円 (賃料 ヶ月)	更新料	¥100,000 円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却		事務手 数料	¥27,000
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで			

3—(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名	
	する保証	主たる事務所 の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

甲. 乙. 仲介業者で協議の上

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気水道家具含む 2. 駐車場1台含む 3. 更新契約です。
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月 / 日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL	[Redacted]
	住所	三郷市彦成1-98-6		
連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		

	A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	埼玉県三郷市彦成2-34-1 有限会社七福開発 取締役 小林 [Redacted] 048-957-0032	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 Ⓢ
	免許証番号	埼玉県 大臣 (4) 第19399号 知事	大臣 () 第 号 知事
	免許年月日	平成 20 年 8 月 27 日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	名 Ⓢ
	登録番号	[Redacted]	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	埼玉県三郷市彦成2-34-1 有限会社七福開発 取締役 小林亮則 048-957-0032	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 長期に休業するとき
 - 二 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 三 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

- 第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

- 第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号 00 72 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 7 月 2 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">06</td> <td style="text-align: center;">480</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円				1	06	480
百万	千	円										
1	06	480										
使途	<p>事務所家賃(7月分)</p> <p>133,100円 × 8% = 106,480円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 8% 以上であるため</p>											

領 収 証

No. 006933

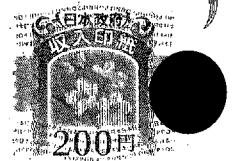
浅井明 様

2021 年 7 月 22 日

金額

¥ 133,100-

但し 森田ビル 201 7月22日入金 7月分家賃にて
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

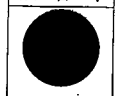
税抜金額

消費税額等 (%)



- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市柴町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

12-2

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)	
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)	
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	
礼金	〃 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

72-3
(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。

・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。

・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	ⓐ
登録番号	第 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	ⓐ

整理番号 73-1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">3年 7月 2日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">4400</p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所看板代 (7月分)</p> <p>$5,500A \times \frac{2}{10} = 4,400A$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{2}{10}$ 以上であるため</p>

領 収 証

No. **000935**

浅井 明 様

2021 年 7 月 22 日

金額 ¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201 7月2日入金 7月分看板代と記。
上記の金額正に領収いたしました

内 訳 _____
税 抜 金 額 _____
消 費 税 額 等 (%) _____



- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

73-2 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34㎡

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700円 (内消費税等 10,700円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400円 (内消費税等 1,400円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000円 賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
	円
礼金	〆円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月 27日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

73-3
(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6
 商号 株式会社 ベストハウジング
 代表者等 八巻 康雄
 登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 [Redacted]
 商号 [Redacted]
 代表者等 [Redacted] (印)
 登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted] (印)

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 07 月 07 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9108</td> </tr> </table>	百万	千	円			9108
百万	千	円							
		9108							
使 途	<p>03.08.04 03.09.01 03.09.29</p> <p style="text-align: center;">事務所ダスキン代</p> <p style="text-align: right;">2530×4=10120 10120×09=9108</p>								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

伝票No.0003489799 (納品・領収) 書 2021年7月7日

0060758 松沢正事務所 様 次回訪問日 印紙

商品名	数量	金額	納品	納品	納品
KGSIH	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
内消費税		230			
領収額		2530		0	

右金額正に領収いたしました。

担当 XXXXXXXXXX Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 **ダスキンエポック**

〒343-0002 埼玉県蕨市平方立野2005-

越谷営業所

電話(048)979-8600 FAX(048)979-808

5万円以上貼付

お約束の日に
DUSKIN
D水 00999
D水 00999

おうかがいします。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 27 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

伝票No.0003502047 (納品・領収) 書

2021年9月6日

0060758 松沢正事務所

次回訪問日
9月1日です
お約束の日に
おつかいがいします。
D水_00999

品名	数量	金額	数量	金額
KGS1H	1	880	1	
NFM-DS	1	825	1	
NH-S	1	825	1	
納品合計	10%	2530		
内消費税		230		
領収額		2530	前未収額	0

担当 XXXXXXXXXX
Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 アズキエポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平立立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



伝票No.0003514172 (納品・領収) 書

2021年9月1日

0060758 松沢正事務所

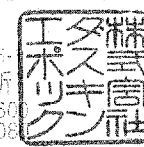
次回訪問日
9月9日です
お約束の日に
おつかいがいします。
D水_00999

品名	数量	金額	数量	金額
KGS1H	1	880	1	
NFM-DS	1	825	1	
NH-S	1	825	1	
納品合計	10%	2530		
内消費税		230		
領収額		2530	前未収額	0

担当 XXXXXXXXXX
Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 アズキエポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平立立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



伝票No.0003527559 (納品・領収) 書

2021年9月29日

0060758 松沢正事務所

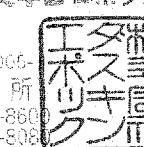
次回訪問日
10月7日です
お約束の日に
おつかいがいします。
D水_00999

品名	数量	金額	数量	金額
KGS1H	1	880	1	
NFM-DS	1	825	1	
NH-S	1	825	1	
納品合計	10%	2530		
内消費税		230		
領収額		2530	前未収額	0

担当 XXXXXXXXXX
Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 アズキエポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平立立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



整理番号 0034

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年07月07日	支出額	百万 千 円 467
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	清掃用フロアモップレンタル料7月分 政務活動及びそのための議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 935 × 0.5 = 467)
-----	---

領収書等貼付欄
自民党県議団

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領収書

(1332743)

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行 2021年 7月 7日 日次回訪問日 2021年 8月 4日 取引 現金 No.100173478600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品・回収訂正		備考
				納品	回収	金額	金額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名

826

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			53
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	3年 7月 9日	支出額	百万 千 円 3 4 6
使 途	備品(レンタルマット)		
	385 × 0.9 = 346.5		
	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

領収書等貼付欄

領収書

2021年07月09日 11:07 No.2101416
 新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号
 住所: 北本市中央1-81
 TEL: 048-594-1600
 契約日付: 20110826
 配達日付: 20210709
 順番: 017-50
 設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
 下記の通り受領致しました。

アクセスマット 既ACHS
 1 @350 ¥350

小計: ¥350
 消費税: ¥35
合計: ¥385

備考:
 *お知らせ「夏休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願ひ致します。
 株式会社クリーン・モア
 お問合せ先: 本社サポートセンター
 〒123-0864
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号
 TEL: 03-3857-2233
 FAX: 03-3857-1233
 締日: 0
 集金日: 0
 ルート: C1105
 次回ルート: C1105
 営業担当:
 配達担当:
 URL: <http://www.clean-more.ne.jp>
 *ご契約解除の際は1ヵ月前までに
 *ご連絡ください
 感熱紙の為、保管にご注意下さい。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0020

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	03年07月16日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>62</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	62	000
百万	千	円							
1	62	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃料 7月、8月、9月分</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$180,000 \times 0.9 = 162,000$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

- お取引金額をお確かめください。
- お取引後残高欄の金額欄部に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。

お 取 引 日	取 扱 店 番 機 番	取 扱 番 号	
3-07-16	092 41 1177		
金融機関コード	口座番号		
1250	***		
万円	5千円	2千円	1千円
	500円	100円	50円
	10円	5円	1円

お取引内容	お取引金額
お引き出し	¥180,000
取扱時間	お取引後残高
13:59	0023

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 手数料 ¥0

埼玉縣信用金庫

小川支店

普通預金 6203661

1) ハシモトジ ムシヨ 様

ご依頼人 電話 0493-81-4896

コクホ ケンイチセイムカット ウジ ムシヨ 様



《さいしん》からのご案内 裏面をご覧ください ↓

③ 事務所賃料として

⑤ 埼玉縣議会自由民主党議員団

こと。
りない場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

※(「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m ²	約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年 6 月 1 日 から	3 年 月間
終期	令和6年 5 月 31 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	(内消費税等	円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等	円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引		なし			
		円			円
礼金		円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名				口座種別
	口座番号			口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0493 (72) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号
 氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 [Redacted]
 氏名 小久保 寛一 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 17828 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県比企郡小川町大字大塚	事務所所在地
商号 東豊不動産 有限会社	商号
代表者等 仲川 千鶴子	代表者等 ㊞
登録番号 [Redacted]	登録番号 第 号
宅地建物取引士 仲川千鶴子	宅地建物取引士 ㊞

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="6"/> 日 他	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value=""/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="2"/><input type="text" value="9"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="7"/><input type="text" value="0"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/>	<input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/>	<input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/>							

使 途	<p>フロアマット等 3年7月～9月分</p> <p style="text-align: center;">1,100 × 0.9 × 3ヵ月 = 2,970</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄	③ フロアマット、モップ
別紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月分 7月16日 ・ 8月分 8月17日 ・ 9月分 9月14日

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 46 - 2

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年7月16日 次回訪問日 8月17日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS トップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

(0018839) 伝票 NO.0002190410

受領サイン

相 当 者 名
[Redacted]

DUSKIN

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年8月17日 次回訪問日 9月14日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS トップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

(0018839) 伝票 NO.0002198100

受領サイン

相 当 者 名
[Redacted]

DUSKIN

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年9月14日 次回訪問日 10月12日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS トップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100
			376

(0018839) 伝票 NO.0002205198

受領サイン

相 当 者 名
[Redacted]

DUSKIN

整理番号

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="2"/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="7"/> / 円 </div> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $2745 \times .9 = 2470.5$)</p>
使途	事務所用水道・下水道代
支出先	(有) ケイブロンニング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



上下水道料金請求書

2021
高木 様

2021年7月19日

さいたま市浦和区常盤6-16-14
有限会社 ケイプランニング
Tel. 048-824-1423 fax831-2511



下記の通りご請求申し上げます。

	検針日	使用水量(m ³)	料金(消費税含む)
上水道	7/8	1 m ³	2017 円
下水道	〃	〃	737 円
合計請求額			2754 円

上記 上下水道料金を請求月の月末までに下記口座にお振込み下さい。

埼玉りそな銀行浦和中央支店
普通預金 №0405458
口座名 (有)ケイプランニング
Tel 048-824-1423

整理番号 5 5

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	 3 年 7 月 19 日	支出額	<table style="font-size: small;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4396</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4396
百万	千	円							
	5	4396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(8月分)</p> <p>(送金料含む)</p>	<p>$60,440 \times 0.9 = 54,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	----------------------------------	---

領収書等貼付欄

 $60,000 + 440 = 60,440$

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
03-07-19	03529	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N019	*60,000	
	残 高	
送金料金 *440円 振込予定日 03-07-19 タケウチ マサフミ		

⑦事務所家賃(8月分)

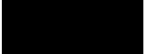
ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 

整理番号			41
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 3年 7月 20日 </div> 8/20, 9/24
支出額	<p style="font-size: 0.8em;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 326700 </div> 円
使 途	<p>事務所賃借料 (8, 9, 10 月分)</p>
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



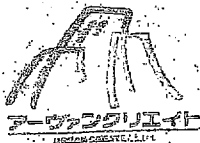
41-2

更新

賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイティブ

川口市本町 4-5-32 フジタ川口マンション 103号

Phone 048-227-0008 Fax 048-227-0005

41-3

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間
で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

[REDACTED]
口座番号 No [REDACTED]
口座名義人 [REDACTED]

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

甲は敷金からこれを控除することができる。

4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費金 無 円 (消費税込み) を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
- (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 - (ロ) 光熱関係の経費
 - (ハ) 電話関係の経費
 - (ニ) 給排水に関する経費
 - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4銭の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

1 前条の造作に関わる部分に課せられたる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の劣用法によるものについてはこの限りではない。
- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地変または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務官庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(ニ)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (連帯保証)

- 1 未記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、未記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とすることを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てることを要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
 - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十四条 (裁判管轄)

41-7

1. この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

1. 内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
2. 契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
3. 看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
4. 川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

41-8

令和 2年 11月 4日 [Redacted]

貸主 氏名 [Redacted] 印

住所 [Redacted]

電話 [Redacted]

貸主 氏名 _____ ●

住所 _____

電話 _____

借主 氏名 永塚 香樹 ●

住所 埼玉県川口市本町1-6-10

電話 [Redacted]

連帯保証人氏名 [Redacted] ●

住所 [Redacted]

電話 [Redacted]

仲介業者 株式会社 アーヴェンクリエイト ●

住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-1
フジタ川口マンション

代表者 代表取締役 和久井 誠

電話 048-227-0008

免許 埼玉県知事(2)第22120号

取引士 [Redacted] ●

和久井 誠 ●


整理番号			42
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

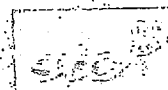
領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 3年 7月 20日 </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 5px;"> 8/20 9/24 </div>				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9400</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000×0.9) × 3ヶ月)</p>	百万	千	5	9400
百万	千				
5	9400				
使途	事務所駐車場代 (8. 9. 10月分)				
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>				

<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: right;">支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団</p>	
--	---

42-2



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング No. XXXXXXXXXX

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

42-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車
の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No [redacted]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

42-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更のあったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

42-6

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階

名称 株式会社 トータルホーム

電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10

氏名 永瀬 香樹

電話 (048) 223-6050

對務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先

42-7

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容				
旧契約期間				新契約期間				
2020	年	5	月	1	日	から		
2021	年	4	月	30	日	まで		
月 額				月 額				
22,000 円				22,000 円				
内訳	家賃			20,000 円	内訳	家賃		
	消費税			2,000 円		消費税		
				円				
				円				

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2021年 4月 15日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-22-050	
連帯保証人	住所		
	氏名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号 田中 利明		

整理番号 58

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 07 月 21 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">28</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">080</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	28	080
百万	千	円							
1	28	080							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所家賃(3年8月分) $155,100 \times 0.8 = 124,080$

「 駐車場代 1台分 $5,000 \times 0.8 = 4,000$
 $124,080 + 4,000 = 128,080$ 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領収書等貼付欄 飯能信用金庫 XXXXXXXXXX

宛人 内沼博史

家賃
時報

家賃 190,000

共益費 5,000

駐車場代 6,000

消費税 14,100*

合計 155,100*

駐車場代
1台 $5,000 \times 4 = 20,000$
内1台分 = 5,000

3	D 3- 7-21 送金	20,000	ヒラマ(カカリク)
4			
5			
6	D 3- 7-21 送金	155,100	メクア(カ)
7			
8			
9			
0			
1			
2			
3			
4			

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から
2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したのものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月3日

甲：賃貸人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃借人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和3年7月1日から令和5年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■		
メーカ、名称		色		名義	■
				登録番号	

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和3年5月6日

貸主(甲) 住所 ■

氏名 ■

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-3-3 ■

(甲)代理人 商号 全平沼株式会社

電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023

■ 飯能市岩沢729-2

氏名 内沼博史

電話番号

ご自宅 042(972)6432

お勤め先 ()

(社名)

重要事項再確認 ○ 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。

○ 振込料は乙の負担。

○ 場内のトラブルは当事者間で解決する。

○ 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。

○ 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

第2条 振込手数料は乙の負担とする。

第3条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第4条 指定車両以外の車を置いてはならない。

第5条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。

第6条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。

第7条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。

第8条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。

第9条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第10条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第11条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。

今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

整理番号			1	4
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">21</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">9/30</p>	3	年	7	月	21	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	6	2	0	0	0
3	年	7	月	21	日										
1	6	2	0	0	0										
使 途	事務所家賃 60,000 × 2 × 0.9														

領 収 証 小川 真一郎 様 No. _____

★ ¥ 120,000 -

内 訳	但 支店 7月8日分
現金	
小切手	/
手形	/

5 年 7 月 21 日 上記正に領収いたしました



消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 4 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

小川真一郎

様

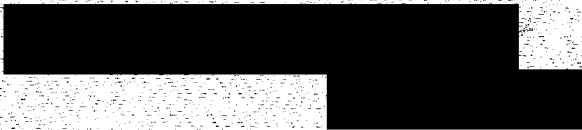
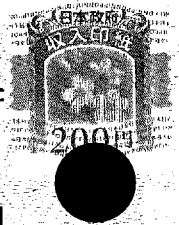
No. _____

★ 4 60000 -

内 訳 _____
現 金 _____
小切手 _____ /
手 形 _____ /
消費税額等(%) _____

但 9月分家賃

3 年 8 月 20 日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-98

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (1年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税

契約期間 令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日までの 2年間

賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。

振込先 貸主宅へ持参すること 普・当 No. 口座名義人

上記物件を賃貸人甲 [] と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。

2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。

2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会の上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。
付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

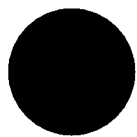
上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2年 4月 / 日

賃貸人・甲

住所
氏名
電話番号

[Redacted]



賃借人・乙

住所
氏名
電話番号

深谷市長在家14
小川 真一郎



連帯保証人・丙

住所
氏名
電話番号



仲介業者

所在地
商号
代表者
免許番号
取引主任士

大里郡寄居町大字桜沢2770-4
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(4)第20



整理番号 31

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 7 月 21 日	8A18日 支出額 9A15日	百万 千 円 1 9 8 0
-------	--	-----------------------	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所用ダスキン11=73-モップ ^o リ-ス料 $2475 \times 0.8 = 1980$
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p>山口京子</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>$825 \times 3 = 2475$</p>
-----------------------------------	--



領 収 書

No. 817739

R3年7月21日

山口 様

金額										円
				4	7	8	2	5		

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

割印

収入印紙

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田

有限会社いわい

〒349-0122 蓮田市上2丁目5番

TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 31 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

山口京子

DUSKIN
喜びのタネをまこ

領 収 書

No 988955

R3 年 8 月 18 日

山 口 様

金額	7825	円
----	------	---

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

ダスキンプランチャイズチェーン加盟店

ダスキ 蓮田
有限会社いわし
〒349-0122 蓮田市上2丁目5
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

割印

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

DUSKIN
喜びのタネをまこ

領 収 書

No 989030

R3 年 9 月 15 日

山 口 様

金額	7825	円
----	------	---

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

ダスキンプランチャイズチェーン加盟店

ダスキ 蓮田
有限会社いわし
〒349-0122 蓮田市上2丁目5
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

割印

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

整理番号 4 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成 10 : 交通費

支出年月日	<input type="text"/> 3 <input type="text"/> 7 <input type="text"/> 23 日 <small>他</small>	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 2 2 4 4
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>			

使 途	ダスキンの使用料 (按分の積算方法 2,805 円 × 8/10)
-----	---

領収書等貼付欄

但し、ダスキン 7月分～ 9月分として
埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
No. 0000863512
神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 〇年 〇月 〇日 次回は 月 日 曜日

担 当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85			

印 紙 5万円以上 貼 付	領 収 額 935	前 回 未 収 額
---------------------	--------------	-----------

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号

4 6 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・領収書

No. 0000866665
神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 3年 8月 20日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			
		85			

お名前

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
935

前回未収額

納品・領収書

No. 0000870551
神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 3年 9月 17日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			
		85			

お名前

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
935

前回未収額

整理番号 42

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>3年 7月 24日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>49500</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p>県政調査活動に使用する割合が¹⁰/₁₀以上であること</p> <p>政務活動中事務所賃料(8月分)</p> <p>$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
------------	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員

千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****1**	
0017				
取扱店	お取引日	時刻		
56706	03-07-24	13:49		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥55,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		認 証		
(1万円) (5千円) (1千円)		認 証		
円 円 円		円		

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

チハ ツツ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 240001

紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0 (振込手数料)

55,000

別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの際の履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号			5	2
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	○年 7月24日、8月24日、9月24日														
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 月額7700円×3ヵ月=23,100円 </div> <div style="text-align: right;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> 円 </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>	百万	千								1	8	4	8	0
百万	千														
		1	8	4	8	0									
使 途	駐車場賃借料 7月～9月分														
支 出 先	(株)ABCハウジング														

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



152-2

駐車場使用契約書

<物件の表示>	
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山475
名称	丸山第2駐車場 [] 号
<車種プレートナンバー>	
[]	
<賃料>	7,700 円
<保証金>	7,560 円

貸主 [] (甲)

借主 渡辺 太 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和2年8月1日より令和3年7月31日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2年 7月 1日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	〒368-0035 埼玉県ふじみ野市丸山8-3-601
	氏名	渡辺 大 090-4241-4311
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西 8-8-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠真 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

152-4

駐車場使用契約書

<物件の表示>	
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475
名称	丸山第2駐車場
<車種プレートナンバー>	
<賃料>	7,700 円
<保証金>	7,560 円

貸主 [redacted] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和3年7月1日より令和4年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

152-5

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 3 年 7 月 6 日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	ふじみ野市丸山甲-3-601
	氏名	渡辺 大
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

整理番号 95

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: <u>事務所費</u> 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 07 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">64352</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		64352	
百万	千	円							
	64352								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃賃料(本町事務所)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">80,440 × 0.8 = 64,352</p>
-----	--

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額
03-07-26	送金	*80,000	
03-07-26	手数料	*440	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38104	03-07-26	09:36	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0001

コツマ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300022

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号	()
建物構造	(登記簿)		
	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ屋根葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / (3)階建/全()戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4 月
面積	29.75 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
 目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)	家財保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)		
その他の条件			
貸与する建物の本数	本数	本数	本数
賃料等の支払時期 翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の支払方法	振込	賃主指定の口座へ振込支払いです。	
	持参	持参先	
	口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL
	(携帯)TEL
	(会社名・部署名)

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会	
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538	号
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	02621	号
管理担当者	氏名	住所

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 (貸主)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
 ※賃貸不動産管理士: 登録番号 ()
 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	小島 信昭
		住所	
ものにチェックし、その旨欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	証会社名	
	<input type="checkbox"/> 証会社の提供	主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1	
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 96

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 7 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4400</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			4400
百万	千	円							
		4400							

使 途	駐車場代(本所事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭様

3年7月26日

★ 5,500円

但 2月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

(うな記載)

※抜分した場合は、積算方法を赤字に記載すること。

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃借人

賃借人 小島信昭

(メーカー・車種) 三菱 エコラン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借借約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義 接置区画内 ([])

第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみを使用するものとする。

メーカー: スズキ 車種: エアリアリゴン ナンバー: []
指交を動内には、賃借人や指定は、車種のみ、駐車する。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月31日 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償責務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人: 住所 []

氏名 []

賃借人: 住所 埼玉県さいたま市岩槻区榎-301

氏名 小島 信昭

整理番号 97

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 7 月 26 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			
百万	千	円							

使 途 ダスキンレタイル 2,255 × 1/2 = 1,128

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 9930 4875 8162 4384
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2021年 7月 26日 次回訪問日 2021年 8月 23日 取引 現金 No.100300718800

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	825	1	1	825		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,050	205	2,255	2,255

確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

338

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたかがわかるよう記載
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。


整理番号			7	8
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">7</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> </table> 日 ほか		3		7		2	6
	3							
	7							
	2	6						
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 円 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月× 80% = 336,000 円)</p>		3	3	6	0	0	0
	3	3	6	0	0	0		
使 途	<p>事務所賃料 (7・8・9 月分)</p>							
支 出 先	<p>荻プランニング</p>							

<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 </p>		
---	--	---

貸主

（以下乙という）と 連帯保証人 借主 立石 泰 広

（以下甲という）と 借主 立石 泰 広 （以下丙という）とは、下記条項に基づき店舗賃借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃借物件という）を乙に賃借することを約し乙はこれを承諾した。

所在地 埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称 第一ドリームハイツ
構造 鉄骨造・3階建 陸屋根
賃借面積 総面積938.19㎡の内1階 101号
店舗面積 約50.48㎡ (15.27坪)

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃借期間】

賃借期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃借期間中の解約】

賃借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃借人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告に変えて、3ヶ月前分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条

【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】
賃借料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃借人若しくは振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

2. 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づき事情により、当該賃料が不当と認められるに至ったときは、賃借人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条

【付加使用料】

賃借人の賃借物件使用に関連して生ずる賃借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条

【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。
1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転賃（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 各義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条

【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃借人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条

【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃借人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条

【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃借人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条

【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃借人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃借人は一切その責を負わないものとする。

第12条

【建物の管理】

賃借人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。但し、非常の場合など、賃借人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃借人の措置に対し協力しなければならない。

第13条

【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条

【敷金】
本契約に基づき債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃借人に預け入れられるものとする。但し、賃借人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他の本契約に基づく債務の弁済に充当することができる。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃借人に対して一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃借人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点で、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条

【賃貸借契約の消滅】
天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2.

前項の場合、賃借人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条

【債主の解除権】
賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃借人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃借人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を生じさせたとき。

第17条

【看板その他】
本物件建物外部に取り付けられる看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃借人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条

【設備などの負担】
賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条

【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃借人に請求することができる。

第20条

【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃借人に明け渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃借人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができ、原状回復の程度に就いては賃借人が決定でき、一切異議を申し立てないものとする。但し、賃借人は賃借人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃借人は任意にこれを処分することができる。

3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明け渡さないうときは、賃借人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃借人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条

【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃借人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃借人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃借人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条

【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃借人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるとする。

第23条

【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃借人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条

【付保険】

賃借人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条

【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条

【強制執行】
乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条

【修繕及び費用負担】
本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。
(甲)の負担するもの
1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙)の負担するもの

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条

【遅延損害金】
乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条

【特約事項】
1. 本物件建物外壁に看板等を取り付けける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先
名義人 [REDACTED]
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

年 月 日

住所

(甲) 賃貸人

氏名

住所

(乙) 賃借人

氏名

TEL

住所

(丙) 連帯保証人

氏名

TEL

埼玉県知事 [REDACTED] 第6079号
埼玉県川口市 [REDACTED] 丁目6番 [REDACTED]

仲介業者

株式会社 [REDACTED] 本店
代表取締役 [REDACTED] 大塚和彦
TEL: 04-8-22-56-7347

宅地建物取引士


整理番号	1	2	6
------	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> [3] 年 [7] 月 [26] 日 </div>
支出額	<p style="font-size: small;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 54000 円 </div> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$)</p>
使 途	7月分 事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 様

<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: center;">支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団</p>		
---	--	---

整理番号 -


領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	種別
03-07-26	0411	17
お取引種別	お引出し	
お取引金額	お取引銀行	取引清算
***	0129	0380
残高	16:54	
お取引時刻	お取引支店	お取引口座
16:54		
お取引手数料	利用手数料 ¥220	

お受取人  様

依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付にのさす都宮

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃
 貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 番 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有	59.62m ² (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280 m ²
		物件の所有者	(住所) XXXXXXXXXX	(氏名)	XXXXXXXXXX
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	保 証 金	(3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円込)	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円込)		
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税 円込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円込)	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	令和3年4月11日から令和6年4月10日迄の3年間			
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
	賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)		
振 込 先		XXXXXXXXXX	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	金60,000円	
普通 口座 No.		XXXXXXXXXX			
(フリガナ)		XXXXXXXXXX			
口座名義人	XXXXXXXXXX				
翌月分を毎月末日迄前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄入金を確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正 面 玄 関	No.	個	No.	
		東 側 出 入 口	No.	個		
						合 計 個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 月 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	[Redacted]		〒 〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7 TEL/FAX 0495-21-2542	
(フリガナ) 氏 名	[Redacted]		飯 塚 俊 彦	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[Redacted]		登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[Redacted]		氏 名	印

整理番号 0075

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 07 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1936</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> </tr> </table>	百万	千	円		1936	
百万	千	円							
	1936								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2420 × 0.8 = 1936</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 鴻巣
有限会社クリーンショップ
〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 03年 07月 27日 納品時間 09時 21分 C火 00999 8W

商 品 名	数量	単 位	単 価	金額		区分	納品・回収訂正	
				数量	金額		数量	金額
*WH1H 吸塵・吸水マット1ヶ/レ スリム	2	2	1210	2	2420			

前回未収残	合計金額	消費税	領収額
	訂正後	訂正後	訂正後
	(10%) 2,420	220	2,420

(0007172) 伝票 NO.0001016756

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		7	7	-	1
--	--	---	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>3</td><td>年</td><td>0</td><td>7</td><td>月</td><td>2</td><td>7</td><td>日</td> </tr> </table>	0	3	年	0	7	月	2	7	日
0	3	年	0	7	月	2	7	日		
支出額	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>6</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 百万 千 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)			6	4	0	0	0		
		6	4	0	0	0				
使 途	8月分事務所賃借料									
支 出 先	XXXXXXXXXX									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 NO3号室 区画番号() 新付した貸事務所図面に基づく場所)	
所在地	(住居表示) 埼玉県東3丁目11番18号 (住居表示)	
建物	(登記簿) 埼玉県東3丁目107番	
	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・瓦給メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / () 階建/全() 戸	
種類	事務所 (賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター (専用)、東京電力メーター (専用)、公共下水メーター (専用)、布設扉、駐車場スペース (2台分)、電気滞滞11個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額 (内消費税等)	家財保険料	円
敷金	(賃料 ヶ月) 円	償却	円	附属料	円
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	償却	円	月額 (内消費税等)	円
保証金 (賃料 ヶ月) 毎年15分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 中屋敷 慎一
	(自宅) TEL XXXXXXXXXX
	(事務所) TEL 048-541-8110 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 XXXXXXXXXX
管理業者	商号又は名称
所在地	〒 TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
(本契約で使用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 会社の提供する保証	住所
		家賃債務保証会社
		主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の費額作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとし、

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

77 - 2

整理番号 7 8

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 3 年 0 7 月 2 7 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			3			5			2
百万	千	円													
		3													
		5													
		2													

使 途	<p>8月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	03-07-27	09:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
万	千	千	円

お振込明細またはご案内		電信
お受取人		
登録番号	0006	
ご依頼人	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ツ様	
電話番号	048-541-8110	
取扱番号	300015	
		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇」)
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 30

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	 3 年 7 月 27 日	8月27日 支出額 9月27日	百万 千 円 2 0 0 3 1 2
-------	---	-----------------------	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃7月~9月分 更新料</p> <p style="text-align: right;">$250,390 \times 0.8 = 200,312$</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団											
<p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">山口京子</p> <table style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">03-07-27 .振替</td> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">*122,130 イーサポート</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">03-08-27 .振替</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">*82,130 イーサポート</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (18,000 更新料) 22 </div> </td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">03-09-27 .振替</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">*64,130 イーサポート</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; padding-top: 5px;">250,390</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px; font-size: 1.2em;">住友林業レジデンシャル株式会社</p>		03-07-27 .振替	*122,130 イーサポート		03-08-27 .振替	*82,130 イーサポート	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (18,000 更新料) 22 </div>	03-09-27 .振替	*64,130 イーサポート	250,390		
03-07-27 .振替	*122,130 イーサポート											
03-08-27 .振替	*82,130 イーサポート	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (18,000 更新料) 22 </div>										
03-09-27 .振替	*64,130 イーサポート											
250,390												
<p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(うな記載)</p>												

30-2

請求書 (更新時)

発行日 2021年 4月 13日

請求番号: JS210342269C

請求日: 2021年07月01日

住友林業レジデンシャル株式会社



山口 京子 様

〒 330-0854
さいたま市大宮区桜木町1-9-1
三谷ビル5階
担当: 埼玉支店
TEL: 048-648-5981

下記の通り請求申し上げます。

請求金額	¥58,000
------	---------

請求 内訳	摘要	金額 (内消費税)
		物件:サンクヴェール 号室:506 1ヶ月 更新料
	合 計	¥58,000
	以下余白	
備考		

※上記金額はご加入いただいている保証会社に8月分の家賃等とあわせて、保証会社との取り決めによる支払日、支払方法にてお支払いをお願いいたします。
 弊社へのお振込の必要はございません。
 ※収納に関するお問合せは、ご加入の保証会社までお願いいたします。

【お問合先】 担当: 埼玉支店
 TEL: 048-648-5981 FAX: 048-648-5985

取扱者

30-3

貸室賃貸借契約書

【賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙として、甲と乙は表記内容および裏面条項を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。
本賃貸借契約締結の証として契約書2通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自1通を保管する。

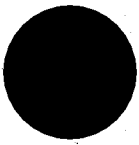
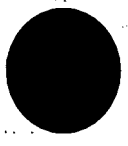
■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール			地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7						
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.5 m ²		

■ 契約条件

契約時	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	鍵交換				¥24,840	賃料
	預り金_クリーニング代		¥32,400	共益費	¥5,500	
契約期間	2019年07月21日 から 2021年07月20日 まで				付帯契約	なし
更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務手数料	なし		
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

契約締結日 2019年07月21日

賃貸人(甲)	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 さいたま営業所長 相馬 宏	
賃貸人代理 (甲の代理人)	住所		
	氏名		
賃借人(乙)	住所	蓮田市 上 1-3-16	
	氏名	山口 京子	
連帯保証人 (丙)	住所		実印
	氏名		
	住所		印
	氏名		

■ 特約事項

※退去時のクリーニング費用に関する例外の特約
 原状回復に関する費用の一般原則は第17条に定めるとおりとするが、乙は例外として、専門業者による全体のハウスクリーニング費用金30,000円（消費税別）については、乙の負担とすることに合意する。
 なお、市場価格の変動等により加算される場合がある。
 以下余白

物件管理者	管理者名	住友林業レジデンシャル株式会社
	電話番号	0486485981

宅地建物取引業者	免許番号	国土交通大臣・ 知事() 第 号
	所在地	
	商号(名称)	印
	政令使用人	
宅地建物取引士	登録番号	知事 第 号
	氏名	印

30-5

349-0123

埼玉県蓮田市本町6-7 サンクヴェール 506号室

「ROOM iD」ご契約内容のご案内

山口 京子 様
0824644698286

201907231 100011 0000254# 1/1



003000

0824644698286

この度は家賃保証サービスをご契約いただき、まことにありがとうございます。

早速ですが、ご契約内容に関する書類を送付いたしますのでご確認ください。

株式会社 エポスカード

●ご契約内容

ご契約者名	山口 京子 様	お問い合わせ番号	
	金額	お支払日	
家賃等	63,500円	2019年 9月 4日 より毎月 4日 (9月家賃) より	
基本保証料	31,750円	2019年 9月 4日 (1回限りのご請求です)	
月次保証料	630円	2019年 9月 4日 より毎月 4日	
お支払方法	エポスカードによるお支払い		

- *「口座引落し」のお客様は、お支払日が金融機関休業日の場合 翌営業日がお引落しとなります
- *お家賃等のお支払額は毎月お届けする、ご利用代金明細でご確認ください(毎月10日以降に送付致します)
- *上記記載の金額は家賃立替委託契約書および保証委託契約書で締結の金額となっております

●同封物について

- ・「ROOM iD」ご契約内容のご案内(当書面)
- ・「ROOM iD」ポイント充当サービスのご案内

*お問い合わせ・相談

◆「ROOM iD」サポートデスク 0120-75-0101
[9:30~20:00]◆「ROOM iD」ホームページ
<http://www.01epos.jp/roomid/>

お問い合わせにつきましては「契約者ご本人」様からお願い致します
ご本人様以外の方からのお問い合わせでは詳細の情報開示が出来かねますのでご了承ください

整理番号 21

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	03 年 07 月 27 日 <small>他</small>	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;">4</td> <td style="border: 1px solid black;">7</td> <td style="border: 1px solid black;">5</td> <td style="border: 1px solid black;">2</td> <td style="border: 1px solid black;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>								4	7	5	2	0
	4	7	5	2	0										

使 途	<p style="text-align: center;">馬車場代(職員2. 来客2) 52800 x 0.9 = 47520</p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が1/10以上であるため

領 収 書

No. 012352

松澤正 代表

松澤正様

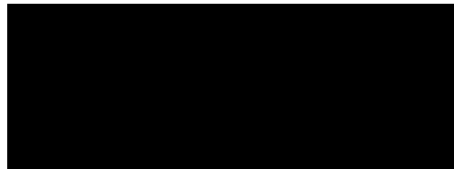
金 額 3 年 7 月 27 日

金 額	百万	千	円
		7	600

但 大倉新車場 駐車料金 88分以内 (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印
●

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 2 1 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012361

松澤正県議会議員事務所
代表 松澤 正様

令和
平成

3年 8月 27日

金額	百万	千	円
	7	7600	

但 入会費 駐車場 駐車料金 94分 (税込)

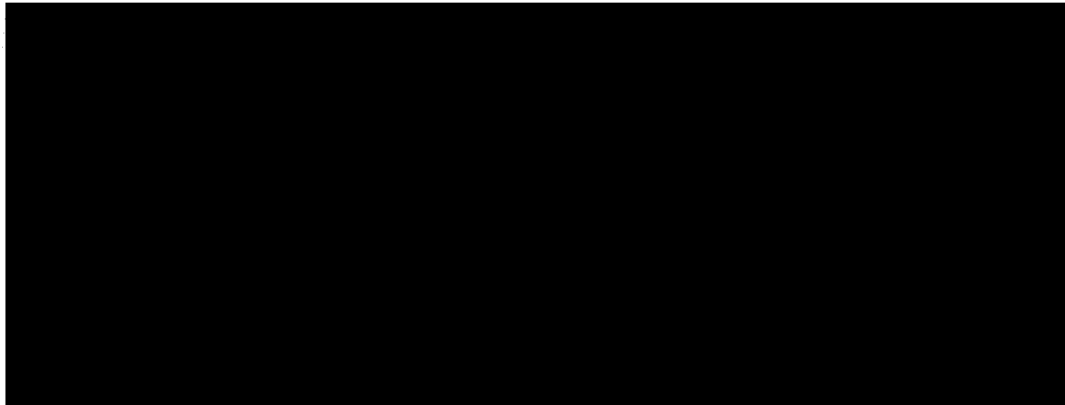
上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店



03-09-27 駐車料 *17,600 *182,171.

この領収書は、領収書の発行に当たって、その内容が正確であることを確認し、その旨を記載した上で発行しております。また、領収書の発行に当たっては、領収書の発行に当たって、その内容が正確であることを確認し、その旨を記載した上で発行しております。

この領収書は、領収書の発行に当たって、その内容が正確であることを確認し、その旨を記載した上で発行しております。また、領収書の発行に当たっては、領収書の発行に当たって、その内容が正確であることを確認し、その旨を記載した上で発行しております。

口座名義 松澤正県議会議員事務所
代表 松澤正

整理番号 30

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">3年7月27日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">27</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">185</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		27	185
百万	千	円						
	27	185						

<p>使 途</p>	<p>駐車場賃貸料 1ヶ月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">横川 雅也</p>	<p>(株)東上不動産 7月</p> <p>$30,206 \times \frac{9}{10} = 27,185$</p> <p>(206円手数料)</p>
--	---

03-07-27	振替	*30,206 AP(中)
----------	----	---------------

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

30-2

貸借更新契約書

2年7月30日

貸借人 株式会社 東上不動産 (甲)
 貸借人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 貸借の目的物の表示

名称 西口駅前駐車場
 所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
 用途 駐車場 車 輛

(2) 貸借条件

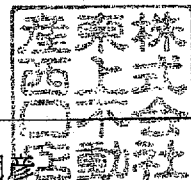
前契約日 2019年9月1日
 新契約期間 2020年9月1日 ~ 2021年8月31日

駐車料	10,000円 (1台につき)	-----	-----
		-----	-----
			合計 10,000円
			(1台につき)

敷金 -----
 更新料 新駐車料の1ヶ月分 (1台につき)
 更新手数料 -----

特約事項: 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
 本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16
 (甲) 代理人氏名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦 印



事務所 0493-87-5050

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13 携帯
 (乙) フリガナ氏名 埼玉県議会議員 横川雅也事務所



貸料振込先

口座番号 No.

名義

30-3

貸借更新契約書

3年2月 / 日

貸借人 株式会社 東上不動産 (甲)
貸借人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 貸借の目的物の表示

名称 西口駅前駐車場
所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
用途 駐車場 車 輛

(2) 貸借条件

前契約日 2020年4月1日
新契約期間 2021年4月1日 ~ 2022年3月31日
駐車料 10,000円
合計 10,000円
敷金
更新料 新駐車料の1ヶ月分
更新手数料

特約事項: 上記以外の契約条項は原契約書に基づきものとし、変更する事無く存続する。
本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16
(甲)
代理人氏名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦 印

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13 自宅
(乙) フリガナ 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13 携帯
氏名 横川雅也事務所 横川雅也
TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

貸料振込先

口座番号 No. 名義

駅側



踏切側

→ → → 一方通行道路 → → →

西口駅前駐車場

所在地 箭弓町1-5347-2

月額 10,000円

30-4

整理番号 74

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	 3 年 7 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和3年8月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
----	-----------------------------------	---

領収書等貼付欄 逢澤幸一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

21--7-27ファミリョウトウ	68,000
------------------	--------

<ご説明>
 ●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。

戻出元 21.7.27 カ)ファミリョウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5 種類 マンション
 名称 加藤コーポラス 部屋番号 0101 間取り 3DK
 構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根 地上 4階 地下 階建 専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-924-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[]

株式会社タ [] 住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
川口営業所 電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 駐車区画 []

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの 2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円（更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途）	更新事務手数料	円（消費税別途）
-----	---	---------	----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円（消費税別途）
--------	----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000円	0円	0円	5,000円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	普通自動車
登録番号	[]	メーカー名	ホンダ
車名	スクーター	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

株式会社タイセイ
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

整理番号			4	9
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	3年 8月 30日 <small>7 28 9 28</small>	支出額	百万 千 円 45090 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	---	-----	-------------------------------------

使 途	事務所駐車場代 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $16,700 \times 0.9 = 15,030 \times 3 \text{ヶ月}$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井弘

03-07-28 .振替 *16,700 | RKS(カツミカイツ)

03-08-30 .振替 *16,700 | RKS(カツミカイツ)

03-09-28 .振替 *16,700 | RKS(カツミカイツ)

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場	駐車位置		番	台数	1台
所在地	[Redacted]					
賃料	金 16,500 円也	内消費税	1,500 円	更新料	ヶ月分（税別）	
敷金	金 円也	保証金	円	礼金	円	
契約車	車種 社用車	色		登録番号		
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄					

賃貸人 [Redacted] を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。

本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額することができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。

四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。

五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。

六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）

又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2020年 10月 22日

質貸人 (甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

質借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256

勤務先名 _____ TEL _____

勤務先住所 _____

緊急時連絡先住所 [Redacted]

緊急時連絡先氏名 松井弘 TEL [Redacted]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号 50

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 7 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">¥</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">157</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円	¥	157	500
百万	千	円							
¥	157	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{7}{10}$ 以上であるため</p> <p>7月・8月・9月事務所賃料 $225,000 \times 0.7 = 157,500$円</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキャッシュサービス

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
03 07 28	1251045リ-0019
カード発行金融機関-店番-口座番号	
1251- [] ***** []	
お取引金額	
お取引内容	お引出
お取引手数料	¥660 通帳頁
時刻	09:12 ¥225,000*
説明コード	お取引後残高

[振込手数料]

※ 領 額 (別)

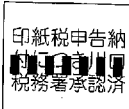
お受取人

ご依頼人

[Redacted Name]

ウメサワ ヨシカス様

[Redacted Address]



川口信用金庫 C-10-1

使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

賃貸人 ■■■■■ (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃貸借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和2年1月から令和5年5月までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人 (甲) ■■■■■

賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2-5-8

梅沢佳一

整理番号 45

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

<p>支出年月日</p>	<p>03年 7月 28日</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">270594</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所賃貸料 3ヵ月分 (7/28・8/30・9/28) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	--

領収書等貼付欄 XXXXXXXXXX

横川 雅也 $100,220 \times 3 \text{ヵ月} \times \frac{9}{10} = 270,594$
(220円単位数)

03-07-28	送金	*100,220	
----------	----	----------	--

10

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2	03-08-30 送金	*100,220		
3				
4				
5				

※領収書等(③記載)、④発行 記

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。)と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。)は、甲の所有する別紙目録記載の建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物質料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

45-4

振込口座

金融機関名: [REDACTED]

[REDACTED]: NO. [REDACTED]

口座名義人: [REDACTED]

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

貸借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 横川 雅也

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日 <small>他</small>	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="2"/></td> <td><input type="text" value="087"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="087"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="087"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	馬車場代(4~10月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

7810 × 3月 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	カシマ

入出金明細

照会範囲：2021年07月28日～2021年07月28日 照会件数：2件

2021年08月23日 11時54分46秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	
2021年07月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	

全件数：2件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	タカシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2021年08月30日～2021年08月30日 照会件数：2件

2021年10月12日 11時27分28秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	
2021年08月30日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■■

全件数：2件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	タカシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2021年09月28日～2021年09月28日 照会件数：2件

2021年10月12日 11時29分02秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	
2021年09月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	

全件数：2件